乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可及び利用定員について

１．趣旨

乳児等通園支援事業を市以外の者が実施するにあたっては、市の認可が必要でありますが、市が認可を行う際に、児童福祉法第 34 条の 15 第４項の規定により、あらかじめ審議会等の意見を聴くこととされています。

また、利用定員を定めることについても、子ども・子育て支援法第 54 条の２第３項の規定により同様に意見を聴くこととされています。

本会議では、令和８年度から乳児等通園支援事業を実施している公設民営の「おがきえ保育園」が、令和９年度に私立園へ移行することに伴い、市の認可等が必要であるため意見を聴取するものです。

２．乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の概要

（１）概要

生後６カ月から満３歳未満の未就園児を対象に、保護者の理由に関わらず、保育所等を、こども１人あたり月 10 時間の範囲内で柔軟に利用できる通園制度で、市町村において令和８年４月からの実施が義務付けられたものです。

なお、認可基準は「刈谷市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年条例第 50 号)」において職員配置や面積等の基準が定められています。

主な認可基準	（職員配置基準）	０歳児　３人につき１人以上 １歳児　５人につき１人以上 ２歳児　６人につき１人以上	＋１名
	（面積基準）	乳児室　１人につき 3.3 ㎡以上 保育室　１人につき 1.98 ㎡以上	

（２）本市の実施状況

令和８年４月から公設民営の「おがきえ保育園」と「あおば保育園」で実施しています。

【令和８年度（４月～８月）実績】

	４月			５月			６月			７月			８月		
年齢区分（歳）	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2	0	1	2
実利用人数（人）	1	12	4	5	22	7	10	28	11	9	31	10	13	33	13
計	17 人			34 人			49 人			50 人			59 人		

３．私立園に移行する「おがきえ保育園」について

（１）事業内容

私立園に移行する令和９年度以降も、現在の事業内容のまま実施します。

施設名	おがきえ保育園
設置者	株式会社トットメイト
設置場所	小垣江町南堀 24
実施日	月～金（年末年始、お盆、祝日は除く）
実施時間	【午前の部】９時～11 時　【午後の部】13 時～15 時
実施場所	一時保育室（501.42 ㎡）を利用
利用定員	午前・午後各３人
利用料金	200 円／時間
給食・おやつ	無
職員数	２人

（２）認可に係る考え方

認可基準に適合することが、検査の上確認しているため、認可することとしたい。